

## 令和5年度さいたま市病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度さいたま市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和5年度さいたま市病院事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

（単位 千円）

事項	期間	限度額
周産期棟改修に伴う医療総合情報システム構築賃貸借（追加分）	令和6年度	162

令和5年12月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人